

神奈川県精神科救急医療事業 夜間・深夜・休日体制実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱（平成8年4月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、夜間・深夜・休日体制における精神科救急医療を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(対象)

第3条 夜間・深夜・休日に精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者（以下「救急患者」という。）を対象とする。

また、身体疾患等により精神科病院での治療が困難な救急患者については、原則として、他科診療を優先させるものとする。

(情報窓口)

第4条 情報窓口は、神奈川県総合医療会館内に設置し、救急患者等の相談に応じるとともに、治療を要する救急患者には必要に応じて精神科医療施設（以下「医療施設」という。）を紹介する。情報窓口で対応するのは、初期救急及び二次救急の患者とする。なお、紹介となった患者の移送及び診察の実施については、情報窓口では扱わず、患者の家族等が行うこととする。

2 情報窓口勤務する職員の配置及び職員の業務は、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が、毎年協議のうえ決定する。

3 情報窓口から紹介のあった救急患者を受入れる医療施設は、休日は基幹病院、休日輪番病院、土日午後輪番病院（土曜日及び日曜日）、当番診療所、初期救急医療施設及び急病診療所（大型連休を除く）とし、夜間は基幹病院、夜間輪番病院及び初期救急診療所（日曜日、祝日、及び大型連休）とし、深夜は基幹病院及び深夜輪番病院とする。

4 情報窓口担当者は、基幹病院に入院した救急患者について、当日以降、速やかに救急患者の居住地（または現在地）を所管する神奈川県、横浜市、川崎市又は相模原市の精神保健福祉主管課（以下「主管課」という。）に連絡をするものとする。

5 情報窓口が対象とする救急患者については、救急患者の居住地を所管する自治体が受入協力料等の支払いや後方移送の調整等の所管とする。救急患者の居住地が県外の場合は、情報窓口で救急患者等からの精神科救急医療相談を受けた時点での現

在地を所管する自治体とする。なお、相談時に不明で入院後県内での居住地が明らかとなった場合の取扱いについては、居住地を所管する自治体が対応する。

(通報窓口)

第5条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という）第23条の規定に基づく通報（以下「警察官通報」という。）については、精神保健福祉センターに配置する通報窓口職員が専用電話により受理する。

- 2 通報窓口職員は、夜間・深夜・休日体制の運用に関する情報について神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の各主管課の当番職員に連絡をするものとする。
- 3 通報窓口職員は、警察官通報があった場合には、救急患者を保護した警察署の所在地を所管する主管課の当番職員にその旨を連絡し、その当番職員の指示により診察の実施等に必要な連絡調整を行う。
- 4 警察官通報における患者の移送の実施にあたっては、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の当番職員の指示により行う。
- 5 22時以降翌朝8時30分までの移送は精神科救急医療深夜帯移送体制要領に基づき行う。
- 6 診察の実施にあたっては、それぞれ神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の当番職員の指示により行う。
- 7 当番職員は、通報窓口職員から通報等の連絡を受けた場合、必要な調査を行い、診察の実施等を通報窓口職員に指示する。
- 8 輪番病院等への診察の依頼は通報窓口職員が行い、診察の場所は輪番病院等において行う。
- 9 警察官通報に基づく診察時間は、次表のとおりとする。

区 分	診 察 時 間
夜 間	17:00～22:00
深 夜	22:00～ 8:30
休 日	8:30～17:00

- 10 緊急措置入院となった者については、救急患者を保護した警察署の所在地を所管する主管課が72時間以内に法第27条第1項の規定に基づく診察を実施する。

(受入病床の運用)

第6条 基幹病院は、保護室の使用状況について、平日は17時までに、休日は8時30分までに通報窓口職員に連絡をする。

2 通報窓口職員は、「精神科救急医療事業夜間・深夜・休日体制実施状況」（様式1）を翌週に、また「精神科救急医療用保護室使用状況」（様式2）を翌月15日までに神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の主管課に報告するものとする。

3 基幹病院における受入病床は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター（以下「県立医療センター」という。）においては5A病棟に保護室16床を、学校法人北里研究所北里大学病院（以下「北里大学病院」という。）においては西館2H病棟に保護室3床を、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「市大センター病院」という。）においては7-2病棟に保護室3床を、昭和大学横浜市北部病院（以下「北部病院」という。）においては西棟精神病棟に保護室3床を、川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）においては9N（北）病棟に保護室2床を、横浜市立みなと赤十字病院（以下「みなと赤十字病院」という。）においては5A病棟に保護室3床を、社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院（以下「東部病院」という。）においては5西病棟に保護室3床を確保するものとする。

夜間輪番病院及び深夜輪番病院においては、輪番日に保護室1床以上を確保するものとする。同日に同じ病院が夜間輪番病院及び深夜輪番病院を兼ねる場合は、保護室2床を確保するものとする。

また、深夜の受入れについては、次表のとおり基幹病院及び深夜輪番病院が輪番で対応し、毎日1床以上の保護室を確保するものとする。

深夜体制輪番表

曜 日	病 院
日 曜	県立医療センター・深夜輪番病院
月 曜	北部病院 北里大学病院 市大センター病院 みなと赤十字病院 東部病院 上記5病院のうち2病院による輪番・深夜輪番病院
火 曜	川崎病院・県立医療センター・深夜輪番病院
水 曜	北部病院・みなと赤十字病院・深夜輪番病院
木 曜	北里大学病院・県立医療センター・深夜輪番病院
金 曜	市大センター病院・東部病院・深夜輪番病院
土 曜	県立医療センター・深夜輪番病院

備考 深夜輪番病院は事前の調整により輪番に入った場合に限る。

- 4 神奈川県知事、横浜市長、川崎市長及び相模原市長は、基幹病院の保護室の有効活用を図るため、入院している救急患者の病状、転院先の受入条件等を考慮して、すみやかに医療施設等に後方移送させるものとする。

附 則

- この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- 「精神科緊急医療事業夜間・休日体制実施要領」は廃止する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 8 条第 3 項本文の規定は平成 19 年 8 月 1 日から、第 4 条第 3 項の改正規定及び第 8 条第 3 項基幹病院深夜体制輪番表の改正規定は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 2 条 (18) 及び第 4 条第 3 項の急病診療所に関する改正規定は平成 23 年 6 月 1 日から、施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。